

開発行為又は建築等に関する証明書等の交付（いわゆる「60条証明」）

1. 開発行為又は建築に関する証明書等とは

本件は、建築基準法の規定による建築確認を受けようとする場合、その計画が都市計画法に適合していること（開発許可不要）を都市計画法施行規則第60条に基づき証する書面です。

証明書が必要か否かは、建築確認機関（建築主事）に確認してください。

2. 提出する書類（下記のA+Bを提出ください）

【A. 共通書類】

- ① 開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書
- ② 公図
- ③ 位置図（都市計画図の写し等、都市計画区域区分がわかるもの）
- ④ 案内図
- ⑤ 配置図 ※撤去する建物には、撤去する旨を図示すること。
- ⑥ 敷地の縦断面図及び横断面図
- ⑦ 平面図
- ⑧ 立面図
- ⑨ 建物・敷地求積図
- ⑩ 敷地現況写真
- ⑪ 土地登記簿謄本
- ⑫ その他建物配置図（建替えに伴い既存母屋を物置として使用する場合、配置図により、水回りの撤去について図示すること。併せて、念書にてその旨を記載し添付すること。）

【B. 開発許可不要を証する書面】

- ・ 法29条による開発許可を受けた敷地の場合 → 開発許可証等の写し
- ・ 法42又は43条による建築許可を受けた建物の場合 → 建築許可証等の写し
- ・ 農家住宅の場合 → 耕作証明願（耕作面積1,000㎡以上）
- ・ 線引き前の建物の建て替え等の場合 → 建物登記簿謄本、名寄帳等で建築年次を証明できる書類
- ・ その他の場合 → 個別案件の内容に応じて、必要となる関係書面を提出

3. 提出部数と手数料

- 提出部数 正本1部・副本1部（副本を証明書として交付します）
- 証明手数料 470円
- ※ 必要書類が全て提出された時点で納付書を発行します。お支払後に領収書を提示してください。

（事務担当 伊達市 建設部 都市政策課 都市計画係 電話：024-573-5620
E-Mail: toshi@city.fukushima-date.lg.jp ）